株式会社 北日本建築検査機構 住宅性能評価業務規程

第1章総則

(趣旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社 北日本建築検査機構(以下「当機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年 法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認(以下「長期使用構造等確認」という。)の業務(以下これらを総称して「評価等の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達に よるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

- 第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8 時30分から 午後5時30分までとする。
- 2 評価等の業務の休日は、次の各号に掲げる日とする。
 - 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日
 - 三 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当 な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調 整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、秋田市楢山川口境13番7号とする。

(業務を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、秋田県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

- 第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務のうち 第一号から第三号に係るものについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行 規則(平成 12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第1号及 び第2号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。
- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

- 第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。
 - 一 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - 二 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
 - 三 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性 能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当機関が当該認 定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。) 及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な 場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項一号に掲げる図書、前項二号及び三号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとす

- る。(ただし、当機関 において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

- 第8条 長期使用構造等確認を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - 一 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - 二 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項一号に掲げる図書、前項二号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下「長期使用構造等確認提出図書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下「長期使用構造 等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

- 第9条 法第6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、住宅を新築する場合は設計住宅性能評価、住宅を新築する場合以外は建設住宅性能評価に関する規定を適用する。
- 2 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等 確認の申請に係る次条以降の規定については、住宅性能評価の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

- 第 10 条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
 - 一 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するも のであること。
 - 二 設計評価提出図書に形式の上不備がないこと。
 - 三 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 四 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、そ の補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、 当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出 図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性能評価引受承諾書(別記第1号様式)を交付する。この場合において、当機関は、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するもの とする。
 - 一 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - 二 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - 三 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - 四 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を 通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない 事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更 できること。

- 五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもつて通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日まで に支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、 申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができるこ と。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払い を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 六 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和 25 年法律第 201号)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて 保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性 能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果に ついて責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定(前項一号の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」

と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるもの とする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

- 第 11 条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関が指定した設計住宅性能評価に関するマニュアル及び長期使用構造等確認に関するマニュアルに従い、 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申 請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合 においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用 構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

- 第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下 ばる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

- 第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

- 第 14 条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を 除き速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
 - 一 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載 が不十分であるとき。
 - 二 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
 - 四 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - 五 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
 - 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
 - 3 当機関は、第1項各号に該当するために設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を、書面をもって通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
 - 5 前4項(ただし、第1項第三号を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認 | と、「設計住宅性能評価書 | とあるのは「長期使用構造等確認書 | と、「設

計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する 法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変 更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微 変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式 に より、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変 更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当す るかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定で きない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、二号を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - 一 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書
 - 二 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又は その写し
 - 三 施工状況報告書の様式
 - 四 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項一号に掲げる図書、前項二号及び三号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対して 建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

- 第17条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
 - 一 申請に係る住宅が第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - 二 形式上の不備がないこと。
 - 三 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 四 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、 当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出 図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価引受承諾書(別記第2号様式)を交付する。この場合において、当機関は、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するもの とする。
 - 一 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及 び当該性能表示事項に関する事項。

- 二 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- 三 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- 四 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を 通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない 事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更 できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- 五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもつて通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

- (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日まで に 支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払い を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

六 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令 に適合するか否かについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性 能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果に ついて責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

- 第18条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関が指定した建設住宅性能評価に関するマニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は 提出を求める。
- 4 評価員は建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その 是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開し ない。

(建設住宅性能評価における検査)

- 第19条 申請者は当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した 日を施行規則第6条第1項の規定に基づき、書面で通知しなければならないものと する。 (別記第3号様式)
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその 通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期におけ る検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を 記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下 げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとす る。
- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図 書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第21条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われている場合において、当機関が変更の内容が大規模であると 認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建 設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第22条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を 除き速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- 一 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載 が不十分であるとき。
- 二 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- 三 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと 認めるとき。
- 四 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査 済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要 しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を 受けた住宅にあってはこの限りではない。
- 五 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、 建設住宅性能評価が行えなかったとき。

六 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するために建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第23条 当機関の社長(以下単に「社長」という。)は、評価等の業務を実施させる ため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとす る。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める 数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第24条 社長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解 任するものとする。
 - 一 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

- 第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を当機関に2名以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行われ なければならない。
- 3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加する こと等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあ っては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第26条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機 関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

- 第27条 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により配置された評価員を含め、当機関に2人以上配置する。
- 2 当機関は、担当取締役を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

- 第28条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の証明書の様式は、別記第4号様式による。

(秘密保持義務)

第29条 当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

- 第30条 申請者は、別表2に定める評価料金又は確認料金(以下、「評価料金等」という。)を、銀行振込等により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

- 第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとし、減額率は 別表3によることとする。
 - 一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた 型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。た だし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(当機関が当該認定書の写し を有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は 不要。)が添えられている場合に限る。
 - 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(当機関が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

- 三 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条 の2第1項の確認の申請を行うとき。
- 四 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同 法7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- 五 設計住宅性能評価の戸建住宅において、住宅の仕様が一様等で同一の評価等となる複数の住宅の申請を同時に行ない、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- 六 設計住宅性能評価の共同住宅等において、住棟の仕様が一様等で同一の評価等 となる複数の共同住宅等の申請を同時に行ない、住宅性能評価又は長期使用構造 等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- 七 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等 確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。

(評価料金等の返還)

第32条 納入した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第33条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雜 則

(登録の区分等の掲示)

第34条 当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第35条 当機関は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆 の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページにお いて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第36条 当機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対 照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

- 第 37 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の 請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる 書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

- 第38条 帳簿又は書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。
 - 一 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで

- 二 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
- 三 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- 四 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

- 第39条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。
- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに 記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示される ことができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第40条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

- 第41条 当機関の社長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
- 2 当機関の社長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性 能評価を行わないものとする。
 - 一 設計に関する業務
 - 二 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - 三 建設工事に関する業務
 - 四 工事監理に関する業務

- 3 当機関の社長、役員又はその職員(評価員を含む。)がその役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - 一 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を 行った場合
 - 二 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項一号、二号、三号又は四号に掲げ る業務を行った場合
- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
- 5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、 「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第42条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約 (保険金額が年間3,000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によっ て明らかと なった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結す るものとする。

(事前相談)

第43条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

附則

この規程は、令和4年2月20日から施行する。

別表 1 交付番号

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-000-0-0-0000

1~3行目	170 (当社のコード番号)		
4~5行目	01 (本社のコード番号		
6~9行目	西曆		
10行目	1:設計住宅性能評価		
	2:建設住宅性能評価(新築)		
	4:設計住宅性能評価とあわせて長期確認		
	6:長期確認(新築)		
11行目	1:1戸建ての住宅		
	2:共同住宅		
12~16行目	通し番号(11 行目までの数字の並びの別に応じ、00001		
	から順に付するものとする。		

別表 2 評価等料金表

1. 戸建住宅(新築住宅)

単位:円(税込み)

	基本料金	選択評価事項がある場合の 加算額
設計住宅評価の単独申請	44,000	11,000
設計住宅評価と長期使用構造等確認の同時 申請	55,000	11,000
長期使用構造等確認の単独申請	38,500	-
建設住宅評価(新築住宅) (当機関が設計住宅評価を行った場合)	99,000	17,600
建設住宅評価 (新築住宅) (上記以外の場合)	110,000	19,800

2. 共同住宅(新築住宅)

単位:円(税込み)

	上			選択評価事項がある場合の
	500㎡以下	500㎡超1,000㎡以下	1,000㎡超	加算額
設計住宅評価の単独申請	55,000+M×16,500	$77,000+M \times 16,500$	132,000+M×16,500	M×1,100
設計住宅評価と長期使用構造等確認の同時 申請	66,000+M×17,600	99,000+M×17,600	165,000+M×17,600	M×1,100
長期使用構造等確認の単独申請	44,000+M×14,300	55,000+M×14,300	110,000+M×14,300	-
建設住宅評価(新築住宅) (当機関が設計住宅評価を行った場合)	99,000+M×11,000	132,000+M×11,000	176,000+M×11,000	M×1,100
建設住宅評価(新築住宅) (上記以外の場合)	132,000+M×11,000	178,200+M×11,000	255,200+M×11,000	M×1,100

- ※1 Mは共同住宅の評価対象戸数である。
- 3. 変更申請に係る料金は上記の表による料金の1/2とする。
- 4. 軽微変更該当証明書等の交付料金は1通5,000円とする。

別表3 減額率等

	内容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
	<u> </u>	(最大減額率)	(最大減額率)
	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式		
-	性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係	5%	5%
	る住宅性能評価の申請を行うとき。		
	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型		
=	式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うと	5%	5%
	き。		
_	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、	100/	
Ξ	建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	10%	_
	 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第		
贝贝	1項の検査及び同法7条の4第1項の検査の申請を行うと		10%
	き。		1070
	で。 設計住宅性能評価の戸建住宅において、住宅の仕様が一様等		
	 で同一の評価等となる複数の住宅の申請を同時に行ない、住	10%	10%
五	宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると		
	当機関が判断したとき。		
	設計住宅性能評価の共同住宅等において、住棟の仕様が一様		
١.	 等で同一の評価等となる複数の共同住宅等の申請を同時に行		
六	 ない、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施	10%	10%
	 できると当機関が判断したとき。		
	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又		
七	は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断	10%	10%
	したとき。		

[※] 減額率は、該当する項目が複数ある場合、加算することができるものとする。ただし、最大減額率は30%とする。

設計住宅性能評価等引受承諾書

申請者の氏名又	は名称		
代表者の氏名	1	様	
		株式会社 北日本建築 代表取締役 國	
	いて、引き受けることを 務を遵守します。	承諾します。引受にあたっては、当機関美	業務約款及び当機関
	設計住宅性能評価 (選打変更設計住宅性能評価 長期使用構造等確認 変更長期使用構造等確認	択を希望する性能表示事項:)
	3	建設地	
引受年月日			
受付番号		住宅の建て方	
	<u> </u>	料金	
	_		

建設住宅性能評価引受承諾書

申請者の氏名又は名称			
代表者の氏名	様		
		株式会社 北日本建等 代表取締役 國	
次の申請について、引き受けることを 住宅性能評価業務を遵守します。	≧承諾します。引受にも	らたっては、当機関乳	業務約款及び当機関
	建設地		
引受年月日			
受付番号	住宅の建て方		
	料金		
完成予定日			

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定による 検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書

H

株式会社 北日本建築検査機構 代表取締役 國 安 恵 子 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日(完了した日)を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価書又は確認書交付番号

第

号

2. 設計住宅性能評価書又は確認書交付年月日

年 月 日

3. 設計住宅性能評価書又は確認書交付者

株式会社 北日本建築検査機構 代表取締役 國 安 恵 子

- 4. 検査対象工程に係る工事
- 5. 検査対象工程に係る工事の完了(予定)年月日

年 月 日

6. 建築場所

(注意) 数字は算用数字を用いてください。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 共同住宅等に係る変更建設住宅性能評価の申請にあっては、この申請書を共同住宅等一棟 又は複数の住戸につき一部とすることができます。 年 月 日 交付番号 号

評 価 員 証

写 真

氏名 生年月日

上記の者は、株式会社北日本建築検査機構業務規程に定める 評価員であることを証明する。

> 株式会社 北日本建築検査機構 代表取締役 國 安 恵 子

軽微変更該当証明書

第 号 年月日

建築主 様

株式会社北日本建築検査機構 代表取締役 國安恵子 印

下記による申請書に記載の変更は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条第4号に規定する軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 建築場所
- 3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第 号

年月日

建築主 様

株式会社北日本建築検査機構 代表取締役 國安恵子 印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関 する法律施行規則第7条第4号に規定する軽微な変更に該当しないことを確認しましたの で、通知します。

記

(理由)

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第

号

年月日

建築主 様

株式会社北日本建築検査機構 代表取締役 國安恵子 印

別添の軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条第4号に規定する軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

(理由)

(備考)